

練馬区マンション管理適正化推進計画

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和 3 年国土交通省告示第 1286 号）のもと、練馬区マンション管理適正化推進計画を以下のとおり定める。

1 マンション管理の適正化に関する目標

平成 30 年時点の練馬区の区域内（以下「区内」という。）のマンション数は 52,100 戸、そのうち高経年マンション（築 40 年以上）は 6,844 戸ある。10 年後には 16,802 戸になると推計されており、急増する高経年マンション等の管理不全に対応するため、管理組合によるマンションの自主的かつ適切な維持管理を推進する。

2 マンションの管理の状況を把握するために区が講ずる措置に関する事項

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成 31 年東京都条例第 30 号）に基づき実施する管理状況届出制度について、今後も確実に運用し要届出マンションの管理状況の把握を進めるほか、要届出マンション以外の区内のマンションの所在および管理の状況について実態把握を進める。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法に基づき、管理計画の認定事務を実施する。また、必要に応じて、練馬区マンション管理適正化指針に基づき、助言・指導等を行う。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（練馬区マンション管理適正化指針）に関する事項

法第 3 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する練馬区マンション管理適正化指針は、国のマンション管理適正化指針とともに、区内におけるマンションの管理組合がマンションの管理適正化に向けて留意が求められる事項を示すものである。マンションの管理組合は、本指針の内容について十分留意し、日常的なマ

マンションの管理適正化に努めるものとする。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発および知識の普及に関する事項

マンションの管理の適正化に取り組む管理組合等を支援するため、マンションの管理に関する相談体制を整備するとともに、区報や区ホームページ等を活用し、必要な情報提供を行う。

6 計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。